

議第30号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

区 分		供 用 日	供 用 時 間
球 技 場	全 面 利 用	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
	特定部分利用		午前8時から午後7時までの間において、別に定める。
テ ニ ス コ ー ト			午前8時から午後9時まで

備考 「特定部分利用」とは、球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。

別表第2備考3中「休日」の右に「(以下「日曜日等」という。)」を加え、同備考に次のように加える。

- 6 球技場の特定部分利用 (球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。)
- に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき4,000円、その他の日にあつては1時間につき3,000円とする。

別表第3備考3中「日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」を「日曜日等」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第10条関係)

区 分	使 用 料	
	ア	イ
テニスコート (1面1時間につき)	1,700円	1,300円
付 属 設 備	別に定める。	

備考 ア欄は日曜日等に利用する場合について，イ欄はその他の日に利用する場合について，それぞれ適用する。

附 則

この条例は，平成19年4月1日から施行する。

提案理由

京都市宝が池公園運動施設の球技場及びテニスコートの供用時間を変更する等の必要があるので提案する。